



〒780-8064

高知県高知市朝倉丁 280 番地 2

社団法人 高知県森林整備公社

TEL (088) 850-7870

FAX (088) 844-0180

e-mail kssk@kochissk.jp

ホームページ <http://kochissk.jp/>

平成20年12月 発行

理事長の交替と経営改善について

本年4月1日付けで理事長に就任した石田正士でございます。

日ごろから、高知県森林整備公社の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

就任して8ヶ月余りが過ぎ公社の経営状況の厳しさを痛感するとともに、木材価格が低迷するなか間伐収入の増収等経営改善に尽力を注いで参りたいと考えております。

ところで、第2期の経営改善実行計画を平成19年度に策定しており、その内容は現在の第9期経営計画(平成18年度から平成22年度まで)の事業計画及び収支試算が大きく変わったので、経営改善実行計画を経営計画の変更と位置づけし、2ヵ年延長したうえで第9期経営計画(変更)としました。

経営改善の目標とする最終年度には、既往借入金の支払い利息を除く事業活動収支差額において黒字とする計画になっています。このため、主伐や利用間伐による事業収入の確保を最優先とし、保育は必要最小限にとどめるとともに一般管理費等の節減に取り組めます。その計画の概要は以下のとおりです。

(1) 事業計画

(単位：ha)

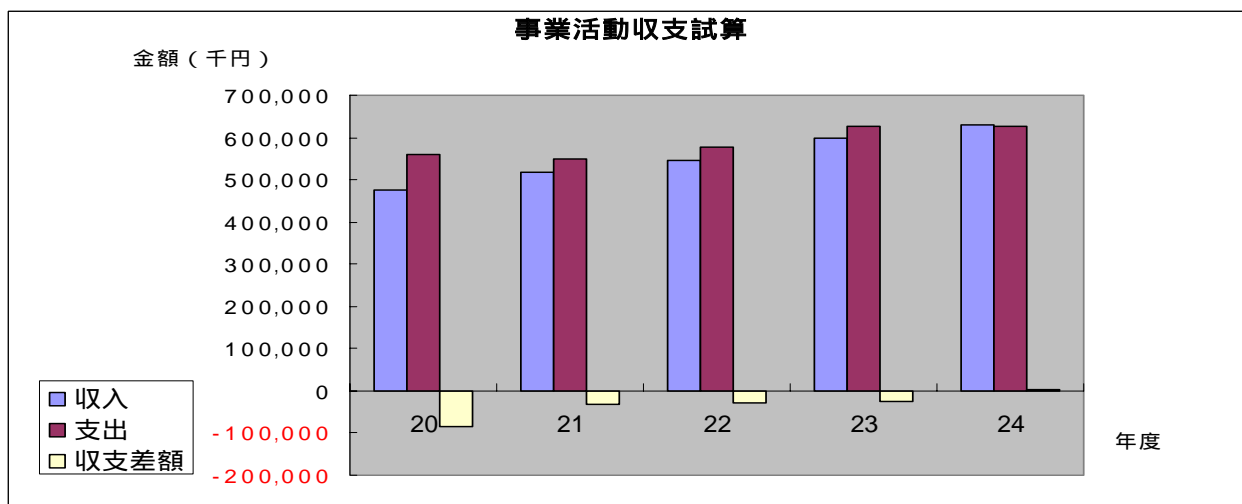
年度	20	21	22	23	24	計
主伐		12	26	23	33	94
利用間伐	223	197	205	235	267	1,127
保育	31	135	188	253	238	845

(2) 事業活動収支試算

(単位：千円)

年度	20	21	22	23	24
収入	476,774	516,956	546,959	599,394	631,193
支出	559,778	549,849	576,876	625,310	627,584
収支差額	83,004	32,893	29,917	25,916	3,609

注：収入、支出には既往借入金に対する利子助成補助金及び支払利息は含まない。



また、平成 15 年度から 5 ケ年間取組んだ第 1 期の経営改善実行計画（増収対策、金利対策、一般管理費対策、森林経営費対策）については、平成 19 年度で計画期間が終わりましたのでその主な取組の成果をお知らせします。

（ 1 ） 増収対策

収入間伐を積極的に実行するため、間伐材の搬出用作業路の開設を行いました。

（ 2 ） 金利対策

農林漁業金融公庫（現：日本政策金融公庫）の施業転換資金を活用し、金利の高い既往借入金を借換しました。このため、分収造林の契約期間を延長しました。

また、有利子の事業資金に頼らないで保育事業を実施するため、緊急地域雇用特別交付金事業や緑の雇用担い手育成対策事業を活用して事業費を軽減しました。

（ 3 ） 一般管理費対策

事務所を高知市内から朝倉の県有施設に移転し、借上料を節減しました。

また、資金・経費の入出金にホームバンキングを活用し振込手数料を軽減しました。

（ 4 ） 森林経営費対策

市町村に働きかけ森林整備地域活動支援交付金の交付を受け、公社の経営に貴重な財源を確保しました。

区 分	項 目		成 果
増収対策	収入間伐の推進	面積 金額	331 h a 87,704 千円
	有効な基盤整備の推進	新設路線数 開設延長	28 路線 22,626 m
金利対策	有利な融資制度の活用	施業転換資金借換金額	3,519,566 千円
		借換による利息軽減額	1,598,456 千円
		有利子資金の借入抑制（面積） 事業費（金額）	1,815 h a 231,788 千円
一般管理費対策	借上料の節減 事務の簡素化	事務所移転	34,958 千円
		ホームバンキングの導入	516 千円
森林経営費対策	有利な制度資金の活用	森林整備地域活動支援交付金	365,940 千円



平成 18 年度に利用間伐に取り組んだ事例

平成 19 年度決算及び 20 年度予算

(1) 19 年度収支決算及び 20 年度収支予算

・ 第 9 期経営計画(変更)に基づき、既契約林の保育・管理を中心とし、主伐期に向けた体制作りを運営の基本とし、伐期の平準化・長伐期施業への転換をするために土地所有者との契約延長協議の取り組みや利用間伐による木材収入を主体とした増収対策等の経営改善に取り組んでいます。

(単位：千円)

科 目	19 年度決算(収支決算)			20 年度収支予算		
	合 計	一般会計	教育の森	合 計	一般会計	教育の森
事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
事業収入	38,681	38,681		69,742	62,321	7,421
事業外収入	9,819	9,463	356	0		
雑収入	711	707	4	260	250	10
補助金等収入	151,136	78,138	72,998	205,081	123,261	81,820
交付金収入	47,497	47,497		40,066	37,904	2,162
受託事業収入	427,743	427,743		234,292	234,292	
事業活動収入計	675,587	602,229	73,358	549,441	458,028	91,413
2. 事業活動支出						
事業費支出	116,935	116,187	748	191,814	175,078	16,736
配分金支出	8,426	8,301	125	8,673	7,713	960
管理費支出	353,048	318,245	34,803	360,905	327,046	33,859
受託事業支出	425,139	425,139		234,292	234,292	
事業活動支出計	903,548	867,872	35,676	795,684	744,129	51,555
事業活動収支差額	227,961	265,643	37,682	246,243	286,101	39,858
投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	2,603	2,603				
預託金支出	12	12				
投資活動支出計	2,615	2,615	0	0	0	0
投資活動収支差額	2,615	2,615	0	0	0	0
財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
借入金収入	634,000	634,000		660,058	660,058	
財務活動収入計	634,000	634,000	0	660,058	660,058	0
2. 財務活動支出						
借入金返済支出	553,203	515,521	37,682	409,315	369,457	39,858
財務活動支出計	553,203	515,521	37,682	409,315	369,457	39,858
財務活動収支差額	80,797	118,479	37,682	250,743	290,601	39,858
予備費支出	0	0	0	4,500	0	0
当期収入合計	1,309,587	1,236,229	73,358	1,209,499	1,118,086	91,413
当期支出合計	1,309,587	1,236,229	73,358	1,209,499	1,118,086	91,413
当期収支差額	149,779	149,779	0	0	0	0
前期繰越収支差額	149,779	149,779	0	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0

(2) 19年度決算 (貸借対照表総括表)

(単位 : 千円)

科 目	合計	一般会計	教育の森
【資産の部】			
流動資産	195,995	195,327	668
固定資産			
特定資産	6,975	6,975	
その他の固定資産	27,800,052	26,905,884	894,168
固定資産合計	27,807,027	26,912,859	894,168
資産合計	28,003,022	27,108,186	894,836
【負債の部】			
流動負債	195,994	195,326	668
固定負債	27,777,028	26,882,860	894,168
負債合計	27,973,022	27,078,186	894,836
【正味財産の部】			
正味財産	30,000	30,000	
負債及び正味財産合計	28,003,022	27,108,186	894,836

科目の説明

- ・特定資産
退職給付を支払うための預金
 - ・その他の固定資産
森林の投資額や、備品などの資産を計上
 - ・流動負債
短期借入金など
 - ・固定負債
長期間の借入金で、県、公庫、市中銀行などからの借入金
 - ・正味財産
資産合計から負債合計を差し引いた額
- 注)19年度決算については、千円単位に四捨五入しています。

所有者からのよくある質問

(1) 公社との契約地を相続しました。何か手続きが必要ですか。

あなたの住所氏名、電話番号や相続人の住所氏名、電話番号を公社まで必ずご連絡ください。分収造林契約に関しては、特に手続きの必要はありません。

(2) 公社との契約地の相続登記は行なわなければなりませんか。

相続登記はいつまでにしなければならないということはありません。利用間伐等の収益分配事務をスムーズに行なうためにも相続登記を早めをお願いします。

(3) 公社との契約地を売買又は贈与したいのですが、何か手続きが必要ですか。

分収造林契約が、売買又は贈与による所有権の移転を妨げるものではありません。しかしながら、あなたとの契約内容が、公社と新しい所有者との間で継続することとなりますので、新しい所有者に公社との契約書をお渡しするなどして、契約の内容をお伝えください。そして、あなたが必ず、公社に新しい所有者の住所氏名や電話番号をご連絡ください。

これからも業務等、より一層の充実を図っていくよう取り組んでいきます。皆様方からのご意見やご要望、ご感想等をお寄せいただければ幸いです。



JR朝倉駅から車で約5分、高知県農業技術センター果樹試験場の東に位置しています。道が狭いので、通行人や車輛等との、すれ違いには十分注意してください。